

埼玉県川口市市長措置請求書

埼玉県川口市市長に関する措置請求の要旨

1、請求の要旨

- ー 1、川口市上青木南町会には公金より支出された補助金、交付金を含む 6,934,242 円の不正使用金、使途不明金がある。この不正使用金等について町会執行部の説明は本年 5 月 16 日に開催された上青木南町会総会（役員のみ、一般会員は出席不可）において一切なく、説明要求も無視され、当日配布された決算書を含む資料は総会終了後直ちに回収された。

平成 15 年度上青木南町会決算書によると公金である『広報活動報奨金、環境衛生活動報奨金、防犯灯電気報奨金、資源回収助成金、広報配布手数料、公園清掃手数料など』が収入として計上され『平成 16 年度上青木南町会予算〔案〕』収入の部にも同様記載されている。

- ー 2、川口市においては町会、自治会に対し『広報活動報奨金、環境衛生活動報奨金、防犯灯電気報奨金、資源回収助成金、広報配布手数料、公園清掃手数料など』が支出されている。（支出根拠、川口市補助金等交付規則）

地方自治法、232 条の 2、は『普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる』と規定している。これに基づき本件支出根拠である川口市補助金等交付規則がある。

そして地方自治法 199 条 7、は『監査委員は、必要があると認めるとき、…当該地方公共団体が補助金、交付金…その他財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政援助に係るものを監査することができる』と規定している。

また川口市補助金等交付規則には以下の定めがある。

第 16 条 交付決定の取消し （以下記載省略）

第 17 条 補助金等の返還 （以下記載省略）

このような事実から本件に係る公金支出は、地方自治法、232 条の 2、『地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる』に該当しない支出結果となっている。

従って、本件町会に対する支出結果が、上記の法、及び川口市例規に該当しない以上、本件支出先である川口市上青木南町会に於ける補助金、交付金の取り扱いは違法かつ不当である。

よって川口市監査委員は事実関係を調査の上、市長岡村幸四郎が川口市上青木南町会に対し、町会が違法かつ不当な取り扱いを行った補助金、交付金を市に返還させるよう勧告されたい。

2、2、請求者

川口市上青木 1-6-24

職業 自営業

川口市栄町 3-11-10-1303

職業 会社員

川口市本町 2 2-5 クレール川口 8 0 7

職業 塾教師

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な処置を請求いたします。

平成 16 年 6 月 3 日

埼玉県川口市監査委員様